破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第８４９号
大阪府泉大津市東助松町３丁目１番２号
破産者　有限会社大樹
1　破産債権の届出期間　平成24年３月15日まで
2　一般調査期日　平成24年４月24日午後２時
平成24年２月14日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３１７９号
札幌市清田区美しが丘３条６丁目10番３―307号
破産者　田島　一枝
1　破産債権の届出期間　平成24年３月16日まで
2　一般調査期日　平成24年３月27日午前11時30分
平成24年２月14日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２０号
兵庫県姫路市東今宿３丁目２番34―603号
クリーンピア東今宿、開始決定時の住所兵庫県姫路市書写2531番地６
破産者　河村　國昭
1　破産債権の届出期間　平成24年３月19日まで
2　一般調査期日　平成24年５月18日午前10時10分
平成24年２月13日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第７１１８号
大阪府八尾市緑ヶ丘１丁目117番地の19　市営住宅５―303号
破産者　平野　　茂
1　破産債権の届出期間　平成24年３月23日まで
2　一般調査期日　平成24年４月23日午後３時30分
平成24年２月14日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６６号
東京都練馬区桜台６丁目８番６号
破産者　有限会社大栄鋼業
1　破産債権の届出期間　平成24年３月30日まで
2　一般調査期日　平成24年５月22日午後１時30分
平成24年２月15日
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２４６９号
札幌市西区発寒６条14丁目17番20号　富士ハイツＡ―２号
破産者　梅田　喜淑
1　破産債権の届出期間　平成24年２月27日まで
2　一般調査期日　平成24年３月６日午前11時
平成24年２月14日
札幌地方裁判所民事第４部

債権者集会招集

平成２３年（フ）第７０９６号
大阪府八尾市植松町８丁目１番28号
破産者　株式会社シャキ２鮮科・サクセス
1　期日　平成24年３月９日午後４時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年２月15日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第１９４号
北海道登別市新川町４丁目21番地４
破産者　志田　　渉
異議申述期間　平成24年３月21日まで
平成24年２月15日
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第１３４号
山口市黄金町１番20―1103号
破産者　岡本　貴之
異議申述期間　平成24年３月21日まで
平成24年２月14日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１４０号
山口市小郡上郷3090番地１　森ハイツＢ107
破産者　中山　悦子
異議申述期間　平成24年３月21日まで
平成24年２月14日
山口地方裁判所民事部破産係

特別清算開始

平成２４年（ヒ）第２号
長野県松本市大字新村2280番地２
清算株式会社　日栄ライナー株式会社
代表清算人　水野　秀一
1　決定年月日　平成24年２月14日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
長野地方裁判所松本支部

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第２０５９号
東京都中野区中野５丁目23番13―703号
清算株式会社　株式会社中野管財
1　決定年月日　平成24年２月14日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２３年（ヒ）第２０８０号
東京都中央区晴海１丁目８番11号
清算株式会社　てっぽうまち株式会社
代表清算人　増本　善丈
1　決定年月日　平成24年２月14日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　協定債権の弁済
清算株式会社てっぽうまち株式会社（以下「清算株式会社」という。）は、別紙１「協定債権者目録」記載の協定債権者（以下「協定債権者」という。）に対し、別紙２「協定債権目録」記載の協定債権（以下「協定債権」という。）について、本協定の認定決定が確定した日から１ヶ月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。
2　協定債権の免除
協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、協定債権の総額から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
3　特別清算開始決定後の利息・遅延損害金の免除
清算株式会社は、協定債権者より、協定債権のうち、特別清算手続開始決定後の利息・遅延損害金については、本協定認可決定確定時に免除を受ける。
4　弁済の場所・方法
本協定に基づく弁済は、清算人事務所（東京都新宿区左門町３番地１左門イレブンビル７階スプリング法律事務所）において行う。ただし、弁済の方法として、協定債権者が特定の銀行預金口座への振込送金を書面で求めたときは、その指定口座宛に、協定債権者の費用負担で振込送金する。
5　新たな財産が発見された場合の弁済
第２項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。この場合において、協定債権者が第２項の規定により行った残債務の免除及び第３項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第８部

平成２３年（ヒ）第３号
大分県別府市北浜３丁目11番14号
清算株式会社　株式会社ティージェイ
代表清算人　牧野　哲朗
1　決定年月日　平成24年２月10日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　一般債権
一般債権とは、元本債権、利息金債権、遅延損害金債権を含む全ての協定債権をいう。
第２　協定の内容（一般債権の免除）
本協定認可決定のときに一般債権全部について免除を受ける。
以上
大分地方裁判所民事第１部